

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立ての対象となった個人情報をも、開示することが妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成14年6月12日付けで「医療なんでも相談記録票（私本人の相談内容と医療機関の回答と県が私に回答したことすべて）」について、自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る個人情報を含む行政文書として、異議申立人が行った「平成14年度医療なんでも相談窓口対応票（請求者の個人情報が記載されているもの）」（以下「本件行政文書」という。）を特定した。
- 3 実施機関は、平成14年7月3日付けで、本件行政文書を部分開示するとの決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件行政文書の一部を開示しない理由を条例第14条第4項第2号該当として、(1)の理由を付して、異議申立人に通知した。
その後、実施機関は、同月13日、宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に提出した理由説明書の中で、(2)の理由を付して、非開示とする根拠を同項第2号から同項第8号に変更した。
なお、当該理由説明書は、同月18日に審査会から異議申立人に送付されている。

(1) 条例第14条第4項第2号に該当することについて

今回請求のあった医療なんでも相談窓口対応票を開示することとした場合、医療機関では、当該開示文書が紛争等の原因となることへの危惧や、当該内容の確認がなされないまま、かつ知らないうちに一方的に開示されることへの不安を抱く可能性がある。「医療なんでも相談窓口事務事業」は、法令等の根拠に基づくものではなく任意の協力を得て実施しているものであるが、対応票における個別の記載内容が一般的であるか否かにかかわらず、開示の可能性があるという事実そのものによって、県からの照会には以後応じないなど、医療機関の協力が得られなくなることが懸念される。その結果、当該相談事業の大きな目的である患者等と医療機関のパイプ役としての役割を果たせなくなるなど、将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、事務事業の円滑な執行に支障が生じるおそれがあると認められる。

(2) 非開示とする根拠を条例第14条第4項第2号から条例第14条第4項第8号に変更した理由

本件行政文書は、個人の医療相談に関する開示請求であると判断したため、条例第14条第4項第2号に該当し、非開示と決定したが、一義的には県の機関が行う事務事業に関する情報であって、将来の事務事業に支障が生じるため非開示とするものであるから、非開示とする理由は同号ではなく同項第8号が該当する。

4 異議申立人は、平成14年7月17日、実施機関に対して、相談した内容について補足したい旨申し入れ、これを受け実施機関は、内容を確認して記録を作成し、本件行政文書に添付した。

5 異議申立人は、平成14年8月23日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由等

異議申立人が申立書並びに審査会における意見陳述及び追加意見書において主張している異議申立ての内容は、概ね次のとおりである。

(1) 異議申立てに至った事情等について

異議申立人の子が精神疾患に罹り、医療機関の医師（以下「医師A」という。）の治療を受けている間に、死を選んでしまった。異議申立人は、我が子の死についての真実を知るため医師Aに治療行為等についての説明を求めたが、納得のいく説明がなかったため、平成14年4月15日に、実施機関が設けている医療なんでも相談窓口で電話で相談した。その後、異議申立人は、当該相談窓口担当課が要請して得た回答について、医師Aから電話で連絡を受け、その連絡の内容を踏まえ医師Aに再び説明を求めたが全く話にならなかった。

異議申立人は、医師Aが相談窓口担当課に回答した内容の中に我が子の死の真実が分かる記録があると考え、本件開示請求を行ったが、本件処分を受けたため、異議申立てに至ったものである。

(2) 本件処分が不当であることについて

イ 実施機関は、本件行政文書が部分開示である理由として、「実施機関の理由説明書」において、条例第14条第4項第8号に該当するとしているが、実施機関は、相談窓口を設置した目的の一つとして、患者及びその家族と医療機関等との相互の信頼に基づく医療に寄与することを掲げている。医師Aが相談窓口担当課へ回答した内容を非開示にすることは、医療機関の真意を知る機会を患者から奪い、患者及び医療機関が相互不信に陥ることになり、相互の信頼に基づく医療への寄与という相談窓口を設置した目的がむしろ果たせなく

なる。

口 現在，医療機関によるカルテ開示の流れと同時に，たとえ末期状態であろうとも診断名を告知しなければならないとの判例も出ており，医療は，契約に基づき患者と医師の対等な関係のもとでなされるものであるという考えは，広く一般に定着している。医師は患者に対する説明責任があり，当該非開示部分は，まさにその説明を行っている部分であるので，患者に開示されるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が個人情報の部分開示決定の理由説明書及び審査会における意見陳述等において述べている内容は，おおむね次のとおりである。

1 医療なんでも相談窓口事業について

実施機関では，医療なんでも相談窓口設置要綱等を制定し，平成14年4月15日から施行している。

医療なんでも相談窓口は，県民の医療に関する相談の利便性の向上，適切な情報提供による医療行政の透明化並びに患者及びその家族と医療機関等との相互の信頼に基づく医療に寄与することを目的として設置したものである。

県民からの医療等に関する相談について，担当部署が不明確なときや相談内容が多岐にわたるときなど，一元的に対応するもので，事実上の行為，いわゆる行政サービスとして行っているものである。

2 条例第14条第4項第8号該当性について

本件行政文書には医師Aが実施機関の照会に対して回答した内容が記載されており，これらの情報を開示することにより，県からの照会には以後応じないなど，医療機関の協力が得られなくなることが懸念され，医療なんでも相談窓口事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務事業の円滑な執行に支障が生じるおそれがある。

仮に、非開示とした医師の発言内容は異議申立人が了知している内容である、又は一般的な記述であるという理由で開示した場合、医師の発言内容が非開示の場合には、開示請求者は、医師が問題発言を行ったのではないかとの疑念を抱くことになり、その結果、医師と患者との信頼関係が損なわれ、相談業務の公正な執行に支障が生じるおそれがある。

第5 審査会の判断理由

1 条例に関する審査会の基本的な考え方について

条例第1条に規定されているとおり、「実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的」として制定されたものであり、自己情報の開示請求にあつては原則開示の理念の下に解釈・運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 医療なんでも相談窓口事業の性格について

当該相談事業は、実施機関が「医療なんでも相談窓口」設置要綱及び同要領に基づき、事実上の行為、いわゆる行政サービスとして行っているものである。

それまで担当課ごとに分かれていた医療相談の窓口を一元化し、県民の利便性の向上を図るとともに、適切な情報提供を行うことにより医療行政の透明化並びに患者及びその家族と医療機関等の相互の信頼に基づく医療に寄与することを目的としている。

相談者は、医療なんでも相談窓口担当課（以下「窓口担当課」という。）に電話等で相談を行い、窓口担当課は相談内容に応じて、内部の連絡調整や他の機関に指導、要請等を行い、原則として窓口担当課から相談者へ回答することになっている。

また、当該相談事業の円滑な執行については、一般の相談事業と同様

に、相談者と窓口担当課の信頼関係の構築が大前提となっていることは言うまでもないが、当該相談事業は、窓口担当課が医療機関等の協力により任意の情報提供を受けるものであるため、医療機関と窓口担当課との信頼関係も必要不可欠なものとなっている。

ところで、当該相談事業の実施要領では、相談があったときは、「一般的な説明を行うとともに、具体的な説明については、あらためて主治医等に相談するよう助言する。また、相談者の了解がある場合は、相談内容を医療機関等に連絡し、所要の対応を要請する。」となっており、したがって、当然、相談者が医療診断等に関する回答を求めている場合は、窓口担当課は医療機関等に相談者からの相談内容を説明するとともに、相談者への情報提供の可否その他必要事項の確認を行うことが想定されている。

これらの点を十分に踏まえながら、実施機関が主張する条例第14条第4項第8号の該当性について、以下検討することとする。

3 条例第14条第4項第8号の該当性について

本件行政文書は、医師Aが行った異議申立人の子の診断等について、異議申立人が窓口担当課に相談した時の記録であり、非開示部分には、医師Aが窓口担当課の照会に対して回答した内容が記録されている。

条例第14条第4項第8号は、「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるとき」は当該個人情報を開示しない旨規定している。

医療なんでも相談窓口事業は、窓口担当課に対する医療機関等の協力があってはじめて成り立つ事業であり、当該相談事業の円滑な執行を確保するため、実施機関が当該相談事業を通じて医療機関等から得る情報の中に、窓口担当課が医療機関等から情報の提供を受ける際に具体的な内容を相談者に回答しないことを条件にした情報など、本人に開示すべ

きでない情報があり得ることは理解できる。しかし、本件の場合においては、非開示となっている医師Aの回答部分は、医師Aが相談者に回答しないことを望んでいる旨の証拠はなく、また、開示すべきでない情報とも考えられず、さらに、既に窓口担当課の担当者から異議申立人に口頭で伝えられた内容でもある。したがって、当該非開示部分については、異議申立人にそれを開示したとしても、医師Aと窓口担当課の信頼関係を損なうものとは考えられず、むしろ当該相談窓口事業の目的である患者と医療機関等の相互の信頼に資するものである。

なお、実施機関は、「仮に非開示とした医師の発言内容は異議申立人が了知している内容である、又は一般的な記述であるという理由で開示した場合、医師の発言内容が非開示の場合には、開示請求者は、医師が問題発言を行ったのではないかとの疑念を抱くことになり、その結果、医師と患者との信頼関係が損なわれ、相談業務の公正な執行に支障が生ずるおそれがある。」と主張している。しかし、非開示部分が存在することによって医師と患者との信頼関係が損なわれるか否かを即断することはできず、また、少なくとも本件に関してはその信頼関係が損なわれることは全くないと考えられる。

4 結論

以上のとおり、実施機関が本件非開示部分について、条例第14条第4項第8号に該当するとして、開示しないと決定したことは妥当でない。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別表2のとおりである。

別表 2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
14 . 9 . 2	諮問を受けた。(諮問乙第7号)
14 . 9 . 4 (第52回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 10 . 3	異議申立人から意見書を受理した。
14 . 10 . 15 (第53回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 11 . 13 (第54回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 12 . 6 (第55回審査会)	異議申立人から追加の意見書を受理した。 異議申立人から非開示に対する意見を聴取した。
14 . 12 . 20 (第56回審査会)	実施機関(保健福祉部医療整備課)から非開示理由等を聴取した。 事案の審議を行った。
15 . 1 . 7 (第57回審査会)	事案の審議を行った。
15 . 2 . 6 (第58回審査会)	事案の審議を行った。
15 . 3 . 11 (第59回審査会)	事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成15年4月18日現在)

氏 名	職 名	備 考
あ べ じゅん こ 阿 部 順 子	仙台 Y M C A 国際ホテル専門学校講師	
い さか まさ ひろ 井 坂 正 宏	東北学院大学法学部講師	
なる せ ゆき のり 成 瀬 幸 典	東北大学大学院法学研究科助教授	会長職務代理者
ば ば とおる 馬 場 亨	弁護士	会長
むら まつ あつ こ 村 松 敦 子	弁護士	

(五十音順)